

令和3年度事業報告

1 目的

多摩南部成年後見センター（以下「センター」）は、自らの権利や利益を守る能力が不十分な低収入の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「センター対象者」）に対し、センターが法人の成年後見（保佐、補助を含む。以下同じ）人となること等により福祉の向上を図る。

上記に加え令和2年度、センターを構成する市（以下「5市」）及びセンターの共通目標を主な内容とした「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」（以下「A計画」）が施行されたことから、A計画及び5市が策定したA計画を具体化する計画（以下「B計画」）におけるセンターの役割を果たしていく。

2 事業実績及び主な施策

(1) 法人後見の利用実績

令和4年3月末の受任件数は、前年度より12件減の103件となった。また、年度内の審判確定件数は10件、死亡等による後見終了が22件となった。

(2) 市民後見人の養成、活用

- ① 市民後見人の養成 基礎講習の実施主体が東京都から区市町村へ移管された平成26年度以降、センターによる実務研修、現場実習にこの基礎講習を加え、令和3年度は7人養成した。また、令和4年3月末の受任件数は、市民後見人登録者全体では26件となった。

以下のア、イ、ウについては、昨年度の実績を活かしてコロナ感染症対策を講じ、インターネット及び録画等を活用して実施した。

ア 基礎講習 成年後見制度と後見人の業務に必要な知識についての講義を会場及び録画視聴形式で4月～8月に14講義、合計約27時間実施。

イ 実務研修 後見人の実務についての講義及び演習を6月～7月に6日間、6講義、合計約15時間実施。自己都合による欠席者及び希望者は録画視聴による補講。

ウ 現場実習 市役所、年金事務所、金融機関等への申請手続き等の実践的な学習を9月～12月まで、1人当たり月1～2回実施。

② 育成

ア フォローアップ研修 都内で唯一の家裁との連携事業である。東京家裁立川支部等に協力を依頼し、「家庭裁判所による不正防止の取り組み状況等について」の研修を令和4年1月13日に実施。コロナ感染症対策のため、令和2年度に企画した講義形式に情報交換会を加えた方法をオンラインで行った。参加の呼びかけは、市民後見人、専門職後見人、親族後見人、行政、関係機関及びセンター職員に行い、最大59人の参加があり家裁との連携への関心の高さがうかがえた。また、市民後見人登録者に対して、基礎講習の案内をしてさらなる研さんの機会を作った。

イ 定期面談 受任した市民後見人には、3箇月又は4箇月ごとに後見報告を義務付けている。コロナ感染症対策のため、センターにおいて面談の場合は透明シートの設置等をして予防に配慮し、可能な場合は郵送による書類提出等、柔軟に対応して後見業務を適切に遂行しているか後見監督人として確認を行った。また、後見業務一般、個別事案の疑義等について随時に質問・相談を受けた。

ウ 連絡会 コロナ感染症対策のため、オンラインを活用して以下のとおり実施した。

(ア) 市民後見人連絡会 毎年5月に開催する、市民後見人からの活動報告をはじめ、受講生と登録の市民後見人の交流等は中止となった。この代替え案として、市民後見人間とセンター職員との新たな情報交換の試みとして「市民後見人 ZOOM カフェ」を4回開催し、毎回5人前後の参加があった。

(イ) 後見人連絡会 11月18日に「地域の受任状況を考える」をテーマに開催し、市民後見人の他、専門職後見人、親族後見人、行政及び関係機関にも参加を呼びかけて情報共有及びグループワーク等を行った。

③ 市民後見人の受任及び引継（リレー）

センターへの申込み時点から市民後見人が新規に受任したものは0件であった。また、法人後見のうち大きな課題が解決したケースを市民後見人へ引き継いだ件数は6件である。

(3) 専門職紹介制度及び引継（リレー）

センターが実施している専門職紹介制度は、低収入ではないなどセンターの利用要件を満たさない申込者に、専門職後見人候補者を紹介することを目的とした事業である。令和3年度の紹介件数は10件で、そのうち2件は、案件の特殊性から登録以外の法人等を紹介した。また、法人後見の受任余力を確保するため、報酬を支払うことが可能で専門職が受任可能な程度まで課題が解決しているケースを引継いだ案件は1件、現在の専門職の登

録者数は38人である。

(4) センターの利用その他に関する相談

相談件数は総件数で113件となった。主たる対象者は前年度同様、高齢者を対象とする相談件数が79件で最も多い。なお、高齢者及び精神障害者は前年度を下回る一方、知的障害者は前年度を上回る件数となった。

年度	総件数	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
R03	113	79	16	6	12
R02	115	87	9	15	4
R01	183	126	22	32	3
H30	106	70	6	25	5
H29	151	110	5	23	13

3 その他施策

(1) A計画及びB計画策定後の取組

コロナ感染症対策のため、広い会場の確保、又はオンラインの活用により各種会議を開催。年2回の市外担当者ネットワーク会議においては、計画の施策実施状況や各市相談窓口の取組状況等の情報交換を行った。また、年3回の運営連絡会では、5市共通計画、市民後見人の現状及び活用、センターの運営に関する協議等を行った。

(2) 5市との連携及び広報・普及活動の推進

コロナ感染症拡大防止のため、5市においても従来開催している相談会、勉強会等への影響が出たが、広い会場を確保し安全性に配慮したうえで実施する成年後見制度利用相談会、成年後見制度の勉強会、事例検討会等へ積極的に参加した。また、広報誌(たまなんレター)の発行、ホームページの更新等を行い、センター及び成年後見制度関連の広報・普及を行った。

(3) 職員等の育成

- ① センター職員研修…………… 2回
- ② センター及び5市関係職員… 13回
- ③ 外部研修参加…………… 20回

4 今後の課題

(1) 法人後見関係

平成28年度以降、依頼案件の増加が顕著であったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症流行の影響か、新規受付が前年度を下回る状況にある。新規受付の予測が立てにくい状況ではあるが、虐待、多問題家族、経済的な課題等により成年後見制度を必要とする市民の権利擁護支援が十分に行えるよう、行政はじめ関係機関との密な連携を図り慎重に対応していく必要がある。

(2) 市民後見人関係

平成27年度以来、募集、講習、受任、監督、支援までを一連に行っている。登録者は60歳以上の方が多く、年齢や疾患を理由に後見活動を辞退される方がいる。また、市民後見人はそれぞれに社会経験も後見活動のキャリアも異なるため、ケース別に後見活動への負担を検討して後見人等候補者の選定を行う必要がある。加えて、市民後見人に相応しい課題の少ないケースが減少し、受任までの待機期間の長期化がみられることから、待機期間中における活用方法の検討も行い、市民後見人の活用を図る必要がある。

(3) 専門職紹介関係

市からの相談に応じ、本人に相応しい専門職の調整をする際に時間を要したことがあり、受任調整が円滑に進むよう登録者の充実を図る必要がある。また、令和2年度から開始した専門職紹介制度を活用しての、法人後見から専門職後見人への引継（リレー）については、法人後見の受任余力の創出とリレーに伴う後見報酬の減収を慎重に考慮して行う必要がある。

(4) 負担金及びセンター利用の見直し等

負担金算定方法については、令和3年度予算から変更したが、更なる適正化への協議が必要となった際には、情報提供を行う等5市間での協議に協力していく必要がある。また、センター創設から18年が経過し、利用基準が実態に合っていない等の諸課題があることについては、必要に応じ運営連絡会等の5市間での協議に対しても同様に協力していく必要がある。

5 法人の状況（令和4年3月31日現在）

(1) 主な事業の内容

- ア 後見事務等の提供
- イ 専門職後見人候補者の紹介
- ウ 市民後見人候補者の養成及び紹介
- エ 後見監督等への就任
- オ センター事業の利用又は権利擁護に関する相談・助言等
- カ 成年後見制度等に関する普及広報

(2) 事務所所在地 東京都調布市小島町3丁目69番地2、第一荒井麗峰ビル2階

(3) 基金の状況

- ① 基金の総額 5,000,000円
 - ② 拠出者 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市が均等負担
- (4) 借入の状況 年度末において借入金はない。

(5) 理事及び監事の状況（令和4年3月31日現在）

理事長	田山 輝明	一般社団法人比較後見法制研究所	理事長
副理事長	野澤 薫	調布市福祉健康部長	
理事	木下 健治	木下法律事務所	弁護士
理事	古谷野 亘	聖学院大学心理福祉学部	教授
理事	山下 義之	日野市健康福祉部長	
理事	小川 正美	狛江市福祉保健部長	
理事	小野澤 史	多摩市健康福祉部長	
理事	山田 弘	稲城市福祉部長	
監事	鈴木 秀之	一般社団法人多摩マイライフ包括支援協議会	理事
監事	松坂 誠	社会福祉法人狛江福祉こまえ苑	苑長

(6) 職員の状況

区分	人数	前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
正職員	6人	0人	47歳	9年3箇月
再雇用職員	0人	—	—	—
嘱託員	12人	0人	55歳	5年1箇月